



#### ア 中核市の児童相談所設置に向けた取組

- ・青森市及び八戸市に対して、児童相談所設置の意向を確認していきます。
- ・青森市及び八戸市における児童相談所設置に向けた課題を抽出し、課題解決に向けた協議を行います。

#### イ 児童相談所における人財確保に向けた取組

- ・児童福祉司について、国の配置基準が示されたことから、県としての配置基準を定め、資格要件のある職員を必要数配置します。
- ・令和4年度までに、里親養育支援児童福祉司の育成要件を整理し、里親支援の実績のある職員を配置します。配置後は、里親養育支援児童福祉司とフォスターング機関が連携し里親委託等の推進に努めるとともに、里親家庭における養育を支援します。
- ・令和4年度までに、市町村支援児童福祉司の育成要件を整理し、市町村支援の実績のある職員を配置します。配置後は、市町村が全ての子どもを対象とした子育て支援を行いながら、地域のネットワークの中で児童虐待の発生予防から再発防止まで進行管理できるよう、市町村の子ども家庭相談体制（市町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会）の強化に向け、支援します。
- ・児童福祉司5人に対し児童福祉司スーパーバイザー1人を配置し、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図ります。
- ・児童福祉司2人に対し、児童心理司1人を配置し、児童や保護者へのケアの充実を図ります。また、一定の経験を積んだ児童心理司を児童福祉司として任用し、児童心理司による児童福祉司スーパーバイザーを育成していきます。
- ・令和4年度までに、児童相談所に保健師を配置し、医療を要する児童・保護者への支援などの強化、特定妊婦を含む市町村要保護児童対策地域協議会を中心とした地域のネットワークの強化等を支援します。
- ・法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行い、弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行います。

#### ウ 児童相談所における人財育成に向けた取組

- ・児童福祉司・児童心理司の育成モデルを作成し、モデルに基づいた人財育成に取り組みます。
- ・相談に係るアセスメント力や処遇対応力の向上を図るため、処遇困難ケースの検討を行い、課題と対応の共有を図ります。

## ⑦ 一時保護改革の推進

- ・一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、そのあり方については、厚生労働省が作成した「一時保護ガイドライン」に定められています。
- ・本県の一時保護児童数は以下のとおりとなっており、統計的に明らかな傾向は認められていません。一時保護を必要とする子どもに対して、適切な環境で一時保護を実施するためには、将来的にもこれまでと同程度の一時保護の受け皿を確保する必要があると考えられます。

| 年 度              | H19 | H20  | H21    | H22   | H23    | H24  | H25    | H26  | H27   | H28  | H29   |
|------------------|-----|------|--------|-------|--------|------|--------|------|-------|------|-------|
| 一時保護児童数<br>(実人員) | 202 | 220  | 195    | 270   | 190    | 190  | 164    | 168  | 198   | 211  | 196   |
| 前年度比 (%)         |     | 8.91 | -11.36 | 38.46 | -29.63 | 0.00 | -13.68 | 2.44 | 17.86 | 6.57 | -7.11 |

(一時保護児童数は、青森県「児童相談」より引用)

- ・本県では、この必要供給量を踏まえつつ、「一時保護ガイドライン」等から考えられる課題に対して、以下のような取組を通して一時保護の環境及び体制整備等の改革に取り組みます。

### ア 一時保護の環境及び体制整備に関するこ

- ・閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境）での一時保護を行う場合は、その継続必要性について、判定会議において、概ね2週間ごとに検討します。
- ・里親の募集や、里親登録希望者のガイダンスにおいて、委託一時保護の制度の周知を図り、里親登録申請の時点で委託一時保護の受託の意向の有無を確認します。
- ・里親の委託一時保護のための研修や、委託一時保護中の育児相談体制、養育に必要な物品の調達方法等について、フォースタッキング業務の体制整備と併せて検討を進めます。
- ・一時保護中に適切なケアを行うために、一時保護に携わる者は、子どもが示す可能性のある不適応行動等への理解を深める必要があります。その機会については、県が研修を実施したり、民間団体等の研修を活用することが考えられます。
- ・一時保護中に必要となる行動観察について、ポイント等をまとめたガイドラインを作成し、行動観察の一助とします。
- ・委託一時保護先のうち乳児院及び児童養護施設については、その多機能化・機能転換の状況に応じて、職員が将来的に行動診断まで行えるようになるよう、研修参加等を通じた専門性向上を促します。
- ・重大事件に係る触法少年の一時保護が発生した場合に考えられる対応について、関係施設の意見を聴取しながら、マニュアルを作成します。
- ・一時保護所において、混合処遇の改善を図り、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるよう個室の確保・活用を検討します。
- ・児童養護施設等に委託一時保護された子どもと、措置により入所している子どもが混在した施設環境による双方への影響を防ぐため、一時保護専用施設の整備を促します。

### イ 一時保護所の運営に関するこ

- ・支援の連続性を保障するために、一時保護課職員のみで勤務ローテーションを組み、同性処遇を基本とした十分な支援が行えるよう、勤務体制を検討していきます。
- ・より手厚い学習支援が可能となるよう、学習支援員の増員を含めた検討を行います。



## ウ 権利擁護に關すること

- ・一時保護中の権利擁護や、権利制限する場合の内容について、子どもに分かりやすく説明するための冊子を作成します。
- ・子どもの意見を酌み取るための意見箱設置、第三者機関の活用等について、先進事例を参考に検討していきます。
- ・外出、通信等の制限を行う場合は、従前どおり必要最小限の範囲内で行うものとし、制限の程度については、児童相談所の判定会議において検討し、決定した内容を記録に留めます。
- ・子どもの安全が確保できると認められるケースについては、一時保護先からの通学について積極的に検討します。そのために必要な具体的対策、通学に必要な諸手続きの簡素化等について、先進事例の調査や関係機関との協議を行います。
- ・一時保護が必要な子どもが、特別な配慮を必要とする場合があります（LGBTの子ども、文化・宗教等が異なる子ども、医療的ケア児など）。権利擁護の取組の一環として、特別な配慮が必要な子どもへの対応方法について、基本的なポイントをまとめたガイドラインを作成します。実際に子どもを一時保護する際には、ガイドラインの情報の範囲に留まらず、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして、子どもの権利擁護に努めます。

### ○ 一時保護所の必要定員数

| 年 度   | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| 必要定員数 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

### ○ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親の確保数

| 年 度          | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|
| 一時保護専用施設(定員) | 0  | 0  | 0  | 6  | 12 | 16 |
| 委託一時保護可能な里親  | 24 | 26 | 28 | 30 | 33 | 30 |

## ⑧ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援

- ・在宅で生活している子どもがその家庭において健やかに養育されるには、県民にとって最も身近な自治体である市町村による支援が重要であることから、市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援を行います。
- ・子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進のため、市町村職員を対象とした研修等を行います。
- ・市町村の子ども家庭支援メニューの充実のため、活用できる事業や社会資源の情報提供等を行います。その一環として、児童家庭支援センターの機能強化、母子生活支援施設の活用方法の検討を行います。
- ・研修等を通して、市町村の子ども家庭支援に携わる人財育成を支援します。
- ・児童相談所は、市町村における相談対応が適切に行われるよう、必要な助言や援助を行います。

### (3) ひとり親家庭等へのきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭等が安定した生活を営むことができるよう、子どもや家庭に対する支援を充実します。

#### ① ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ・子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、母子・父子自立支援員の資質の向上を図り、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に生活援助と子育て支援を行う支援員を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりを行うなど、ひとり親家庭等の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、就業支援、資格取得経費等の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成を行うほか、子どもの学習面での支援に努めるとともに、ひとり親家庭等の支援制度のより一層の周知に取り組みます。

### (4) 障害のある子ども等への支援の充実

障害のある子ども等に対して、早期からそれぞれの障害に応じた適切な治療、指導及び必要な支援を行うことにより、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服するとともに、子どもの可能性を最大限引き出し、自立と社会参加を目指した総合的な取組を推進します。

#### ① 特別支援教育の充実

- ・様々な障害のある子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、課題となっている状況の軽減・改善を図ります。また、幼稚園、小・中学校などにおいて、知的障害のない発達障害を含めた障害のあるすべての子どもへの一貫した教育的支援の充実を図ります。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援の充実を図るために、特別支援教育を一層推進するよう、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図ります。

#### ② 障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実

- ・障害に応じた専門医療機関を確保するほか、適切な医療療育の提供を推進します。
- ・身体障害のある子どもに対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・知的障害のある子どもに対して、早期からの療育等総合的な支援体制の整備を推進します。
- ・自閉症等の発達障害のある子どもの早期発見・早期支援のための体制整備を推進します。
- ・発達障害のある子どもの社会参加や自立促進のため、発達障害について理解と関心を深める意識啓発を推進します。
- ・発達障害のある子どもを含めて特別な支援を必要とする子どもの保育に関して、家庭及び保育所と地域の関係機関等との連携を図り、個々の特徴に応じた一貫した適切な対応を行うよう支援します。



### ③ 医療的ケア児の支援体制の整備

- ・医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ることともに、医療的ケア児の直接処遇を担う支援者や関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成すること等により、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりを推進します。

## 取組の役割分担

### 家庭 ・ 県民

- ・適切な養育スキルの習得
- ・気になることを相談する力の獲得
- ・様々な障害の理解
- ・子ども虐待の理解と通報
- ・子どもの権利擁護や里親制度の理解

### 地域

- ・子ども虐待の理解と通報
- ・子どもの権利擁護や里親制度の理解
- ・子どもや子育て家庭への見守り

### 医療機関 ・ 関係機関

- ・児童相談所等への速やかな通告と連携の強化
- ・継続的なフォローアップ体制の充実
- ・健診等での連携
- ・必要な時に医療、療育、訓練などが受けられる体制の整備
- ・保護を要する子どもに対する支援の充実

### 行政

- ・子ども虐待防止対策の推進
- ・保護を要する子どもに対する支援の充実
- ・子どもの権利擁護や里親制度の普及啓発
- ・障害のある子ども等に対する支援体制の充実
- ・ひとり親家庭等に対する支援の充実